



平成31年度 富山県社会福祉協議会

児童養護施設退所者等自立支援資金貸与のご案内



あなたの新生活を応援します！

この制度は児童養護施設を退所された方や里親等の委託を解除された方等に、生活費・家賃・資格取得にかかる費用を貸与し、その自立を支援するものです。既定の年数継続して就業すると、返還が免除になります！

(1) 生活支援費

貸与対象者：富山県内の児童養護施設を退所した方または里親等の委託を解除された方のうち、保護者等からの経済的な支援が見込まれない方で、大学、高等専門学校、専修学校等（以下「大学等」という。）へ進学された方（以下「進学者」という。）

貸与期間：大学等に在学している期間

貸与額：月額 50,000 円

返還免除：大学等を卒業した日から1年以内に就職し、かつ5年間引き続き就業を継続したとき。

(2) 家賃支援費

貸与対象者：富山県内の児童養護施設を退所した方または里親等の委託を解除された方のうち、保護者等からの経済的な支援が見込まれない方で、進学者または就職された方（以下「就職者」という。）

貸与期間：進学者…大学等に在学している期間

就職者…退所・委託解除後から2年を限度として就業している期間

貸与額：1月あたりの家賃相当額（居住地域における生活保護制度上の住宅扶助額を限度とする）

返還免除：進学者…大学等を卒業した日から1年以内に就職し、かつ5年間引き続き就業を継続したとき。
就職者…就職した日から5年間引き続き就業を継続したとき。

(3) 資格取得支援費

貸与対象者：富山県内の児童養護施設等に入所中または里親等に委託中の方、並びに富山県内の児童養護施設等を退所または里親等への委託解除後4年以内の進学者で、就職に必要な資格の取得を希望する方

貸与回数：1人当たり1回限り

貸与額：上限 250,000 円（資格取得に要する費用の実費）

返還免除：進学者…大学等を卒業した日から1年以内に就職し、かつ2年間引き続き就業を継続したとき。
就職者…就職した日から2年間引き続き就業を継続したとき。

◎貸与申請にあたっては、児童養護施設・担当の児童相談所等とご相談のうえ、
当センターまでご連絡ください。

制度に関することのお問い合わせは、

社会福祉法人富山県社会福祉協議会 富山県健康・福祉人材センター

〒930-0094 富山県富山市安住町5番21号 富山県総合福祉会館（サンシップとやま）

TEL：076-432-6156



まで！